

第 1 4 0 8 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市中小企業・小規模企業振興条例……………4
 甲府市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例……………11
 甲府市市税条例の一部を改正する条例……………14
 甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例……………15
 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………17
 甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………18
 特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例の一部を改正する条例……………39
 甲府市斎場条例の一部を改正する条例……………40
 甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例……………41
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例……………53

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………54
 甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………58
 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例……………61

[規 則]

甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………63
 甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………64
 甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則……………65
 甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………68
 平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………72
 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………73
 甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則……………80

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	82	道路の供用開始告示（2件）	155
甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則	84	担保権設定等財産の参加差押通知書公示送達	157
甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則	86	平成28年度補正予算の公表	158
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	105	道路区域の変更告示	159
甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	118	開発行為に関する工事の完了公告	160
[規 程]		指定地域密着型サービス事業者の指定公示	161
甲府市辞令式の一部を改正する規程	119	指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	162
[告 示]		公の施設に係る指定管理者の指定告示	163
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	120	土壤汚染対策法第6条第1項の規定による特定有害物質によって汚染されている区域の指定告示	164
平成28年度上半期の財政状況等の公表	121	土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定告示	165
甲府市各企業会計の平成28年度上半期の業務状況等の公表	122	差押調書（謄本）公示送達（3件）	166
介護保険料納入通知書公示送達	123	公の施設に係る指定管理者の指定告示	169
都市計画法第16条第1項の規定による公聴会の開催公告	124	差押調書（謄本）公示送達	170
介護保険被保険者証無効告示	125	都市計画法第16条第1項の規定による公聴会の開催を中止する旨の公告	171
国民健康保険被保険者証無効告示	126	自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	172
差押調書（謄本）公示送達（2件）	127	[教育委員会]	
介護保険被保険者証無効告示	129	公の施設に係る指定管理者の指定告示	173
入札告示（4件）	130	[選挙管理委員会]	
国民健康保険料納入通知書公示送達（2件）	140	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	174
差押調書（謄本）公示送達	142	[農業委員会]	
甲府市職員採用試験実施公告（4件）	143	甲府市農業委員会12月定例総会招集公告	175
入札告示（2件）	147	[上下水道局]	
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	153		
土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定告示	154		

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程	176
甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程	182
甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程	184
下水道工事指定店の指定告示（2件）	203
入札告示（4件）	205
[任免辞令]	
市長事務部局	216

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市中小企業・小規模企業振興条例をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第42号

甲府市中小企業・小規模企業振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第10条）

第2章 基本的施策（第11条～第15条）

第3章 施策を推進するための措置（第16条～第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

四季折々に様々な表情をみせる豊かな自然、連綿と続く歴史に培われてきた伝統、文化など、本市は、豊富な地域資源に恵まれ古くから多くの人が集い、山梨県の政治・経済・文化の中心地として永きにわたり栄え発展を続けてきた。

また、江戸時代から続く水晶研磨加工技術の承継により日本一の集積地となった宝飾産業に加え、国産ワイン発祥の地として明治時代から歴史を刻んできたワイン醸造などの地場産業が盛んなほか、製造業、卸売業、小売業、サービス業など幅広い分野の産業が集積しており、本市の企業の大半を占める中小企業・小規模企業が、その原動力となって地域経済を支えてきた。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進展、経済のグローバル化に伴う経営環境の変化など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような状況のなかで、本市の発展に重要な役割を担う中小企業・小規模企業が、明るい未来に向けてさらなる躍進の機会を見出し、力強く持続的な成長を遂げていくためには、中小企業者及び小規模企業者自らが、創意工夫を活かした事業を意欲的に展開していくとともに、地域社会を構成する多様な主体が連携及び協力を

し、それぞれに期待される役割を果たす中で、多角的な視点に立った支援を行っていくことが重要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興について、その基本理念及び施策の方向性を定め、これに地域社会全体で一体的かつ積極的に取り組むことにより、本市のさらなる発展を目指す礎とするため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について、その基本理念その他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下この条において「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業に関する団体をいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うもの及び信用保証協会をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び公共職業能力開発施設であるものをいう。
- (7) 経営の革新 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の

向上を図ることをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域経済の活性化、雇用の創出等による地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献している重要な存在であるという認識の下に推進されなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上のための自主的な努力が助長されるよう推進されなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の活力が最大限発揮され、事業の持続的な発展が図られるよう推進されなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業関係団体、金融機関、大企業者、教育機関等その他の関係機関及び市民が、中小企業者及び小規模企業者ととともに相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に推進する責務を有する。

2 市は、前項の規定により施策を策定し、及び推進するに当たっては、中小企業者及び小規模企業者並びに関係機関の意見をこれに反映するよう努めなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、自主的に経営の革新等による経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は、後継者の育成等により円滑な事業の承継を図るとともに、労働者の積極的な雇用、人材の育成及び労働環境の整備に努めるものとする。

4 中小企業者及び小規模企業者は、市内で生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用等に努めるものとする。

5 中小企業者及び小規模企業者は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に

関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第6条 中小企業関係団体は、相談、指導及び研修の充実等により、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上の支援に努めるものとする。

2 中小企業関係団体は、創業を希望する者に対する積極的な支援に努めるものとする。

3 中小企業関係団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、資金の供給、経営相談等を通じて、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上を支援するよう努めるものとする。

2 金融機関は、創業を希望する者に対する積極的な支援に努めるものとする。

3 金融機関は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、経営の革新等に取り組む中小企業者及び小規模企業者への技術的支援等に努めるものとする。

2 大企業者は、市内の中小企業・小規模企業において生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用等に努めるものとする。

3 大企業者は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、職場体験、職業に関する理解を深める学習等を通じて、健全な職業観及び勤労観の醸成に努めるものとする。

2 大学は、研究開発の成果の普及及び中小企業・小規模企業との共同研究の推進を図るとともに、企業活動に必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

3 教育機関等は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業が、地域の経済及び雇用を支え、市民生活の向上に寄与していることへの理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市内で生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用等により、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(人材の育成及び確保)

第11条 市は、中小企業・小規模企業の人材の育成及び確保を図るため、次の各号に掲げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営者及び後継者の育成を支援すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の従業員等の技能及び知識の向上を支援すること。
- (3) 教育機関等と連携して、若者等の中小企業・小規模企業への就業意識を醸成すること。
- (4) 就業を希望する者への多様な就業の機会を創出すること。
- (5) 仕事と子育てとの両立を支援することにより、女性の就業を促進すること。
- (6) 中小企業・小規模企業の事業活動、雇用等に関する情報の発信に努めること。

(経営基盤の強化)

第12条 市は、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を図るため、次の各号に掲げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営に関する相談、指導等の充実に関する取組を支援すること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の円滑な資金調達を支援すること。

(創業の促進)

第13条 市は、中小企業・小規模企業の創業の促進を図るため、関係機関と連携して、創業に必要な情報の提供、相談及び研修の充実、資金の円滑な供給その他の必要な施策を推進するものとする。

(販路拡大の促進)

第14条 市は、中小企業・小規模企業の販路の拡大を図るため、次の各号に掲げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 国内外における商談機会等を創出すること。
- (2) 新技術及び新商品の開発を支援すること。

(地場産業の振興)

第15条 市は、地場産業を担う中小企業・小規模企業の振興を図るため、次の各号に掲げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の技術の承継、事業の継続等を支援すること。
- (2) 地場産品の普及を促進するための活動等を支援すること。

第3章 施策を推進するための措置

(財政上の措置)

第16条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報活動の充実)

第17条 市は、中小企業・小規模企業の振興に資する広報活動の充実に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業振興推進委員会)

第18条 中小企業・小規模企業の振興に関する施策の推進に関する事項について調査審議するため、甲府市中小企業・小規模企業振興推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項の規定による調査審議を行うほか、中小企業・小規模企業の振興に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、中小企業・小規模企業の振興に関わる者等のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第18条及び次項の規定は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表29の項の次に次の1項を加える。

29の2	中小企業・小規模企業振興 推進委員会	委員長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

甲府市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 1 2 月 2 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 4 3 号

甲府市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 甲府市職員退職手当支給条例(昭和 25 年 10 月条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 3 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 11 項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 8 条第 15 項中「規定は、」の次に「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第 7 項又は第 8 項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 28 年 3 月条例第 15

号)の一部を次のように改正する。

第13条第7項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
(甲府市職員退職手当支給条例の改正に伴う経過措置)
- 2 退職職員(退職した甲府市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の甲府市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第8条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における甲府市職員退職手当支給条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零))」とする。
- 3 新条例第8条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、第1条の規定による改正前の甲府市職員退職手当支給条例(以下この項及び第5項において「旧条例」という。)第8条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第8条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第8条第5

項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第8条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する甲府市職員退職手当支給条例第8条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第8条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者となった者(施行日以後に新条例第8条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができた者となった者を除く。)に対する甲府市職員退職手当支給条例第8条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第44号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第12条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第 45 号

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

甲府市地方卸売市場業務条例（平成 22 年 12 月条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人その他の」を削り、「次に掲げる者」を「第 3 条に定める取扱品目以外の物品の卸売を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者」に、「店舗その他の市場施設」を「施設」に改め、同項各号を削る。

第 28 条第 1 項中「前条第 1 項第 1 号」を「前条第 1 項」に改め、「（以下「第 1 種関連事業」という。）」を削り、同条第 2 項を削る。

第 29 条第 1 項中「第 1 種関連事業又は第 2 種関連事業の」を「第 27 条第 1 項に規定する業務を営むことについてその」に、「総称する」を「いう」に、「第 27 条第 1 項の規定による」を「当該」に改める。

第 31 条第 1 項中「第 1 種関連事業の許可を受けた者が第 28 条第 1 項第 1 号」を「関連事業者が第 28 条第 1 号」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 32 条第 1 項中「第 1 種関連事業及び第 2 種関連事業」を「市場の業務」に改める。

第 33 条中「の規定は関連事業者について準用し、」を「及び」に、「第 1 種関連事業者」を「関連事業者」に改める。

別表中「1, 000 分の 3」を「1, 000 分の 2.5」に、

「

関連事業者店舗使用料	金融施設	1 平方メートルにつき	500 円
------------	------	-------------	-------

	福利厚生施設	1平方メートルにつき	470円	を
	関連商品売場	1平方メートルにつき	560円	
指定駐車場料金		1区画につき	1,000円	」

指定駐車場料金		1区画につき	3,000円	に
---------	--	--------	--------	---

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第46号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第47号

甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「及び孫」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第21条第1項中「掲げる扶養親族に」を「該当する扶養親族(第23条第2項において「扶養親族たる配偶者」という。)に」に、「同条第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条及び第23条第2項において「扶養親族たる子、父母等」を「前条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき9,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円)、同条第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条及び第23条第2項において「扶養親族たる父母等」に改め、「配偶者」の次に「及び扶養親族たる子」を加え、同条第2項中「以下」の次に「この項及び第23条第2項第3号において」を加える。

第22条中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、同条第2号中「第20条第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は第20条第3号若しくは第5号」に、同条第3号及び第4号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に改める。

第23条第1項中「扶養親族がない職員に前条第1号」を「職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について前条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第48条の4第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100

分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

第49条の2第1項中「30万7,800円」を「30万8,000円」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	

32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		

68	230, 100	283, 200	329, 300	368, 200	384, 300	405, 100
69	230, 800	284, 200	330, 100	368, 500	384, 700	405, 300
70	231, 500	285, 000	330, 800	369, 100	385, 200	405, 600
71	232, 100	285, 800	331, 500	369, 800	385, 700	405, 900
72	232, 900	286, 600	332, 200	370, 400	386, 300	406, 200
73	233, 700	287, 400	332, 700	370, 700	386, 600	406, 400
74	234, 400	287, 900	333, 300	371, 300	387, 000	406, 700
75	235, 100	288, 300	333, 800	372, 000	387, 400	407, 000
76	235, 700	288, 800	334, 400	372, 600	387, 800	407, 200
77	236, 400	288, 900	334, 700	373, 000	388, 100	407, 400
78	237, 200	289, 300	335, 200	373, 500	388, 400	407, 700
79	238, 000	289, 500	335, 600	374, 100	388, 700	408, 000
80	238, 700	289, 900	336, 100	374, 600	389, 000	408, 200
81	239, 400	290, 100	336, 500	375, 100	389, 200	408, 400
82	240, 100	290, 300	337, 000	375, 700	389, 500	408, 700
83	240, 800	290, 700	337, 500	376, 200	389, 800	409, 000
84	241, 500	291, 000	338, 000	376, 500	390, 000	409, 200
85	242, 100	291, 300	338, 300	376, 900	390, 200	409, 400
86	242, 800	291, 600	338, 700	377, 400	390, 500	
87	243, 500	291, 900	339, 200	377, 800	390, 800	
88	244, 200	292, 300	339, 600	378, 200	391, 000	
89	244, 900	292, 600	339, 900	378, 600	391, 200	
90	245, 400	293, 000	340, 300	379, 100	391, 500	
91	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 800	
92	246, 300	293, 700	341, 200	379, 900	392, 000	
93	246, 600	293, 800	341, 400	380, 200	392, 200	
94		294, 000	341, 800			
95		294, 400	342, 300			
96		294, 800	342, 700			
97		295, 000	342, 800			
98		295, 300	343, 300			
99		295, 700	343, 700			
100		296, 100	344, 000			
101		296, 300	344, 300			
102		296, 600	344, 700			
103		297, 000	345, 100			

	104		297,300	345,500					
	105		297,500	346,000					
	106		297,800	346,400					
	107		298,200	346,800					
	108		298,500	347,200					
	109		298,700	347,700					
	110		299,100	348,100					
	111		299,500	348,400					
	112		299,800	348,700					
	113		299,900	349,200					
	114		300,200						
	115		300,500						
	116		300,900						
	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第4（第9条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400	

30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800

66			468,700	520,600	
67			469,400	521,300	
68			470,100	522,200	
69			470,500	523,100	
70			471,200	523,900	
71			471,900	524,800	
72			472,600	525,700	
73			473,000	526,500	
74			473,600	527,400	
75			474,300	528,300	
76			475,000	529,000	
77			475,400	529,800	
78			476,000	530,700	
79			476,600	531,600	
80			477,100	532,500	
81			477,700	533,300	
82			478,200	534,200	
83			478,700	535,100	
84			479,200	536,000	
85			479,600	536,800	
86			480,200	537,700	
87			480,600	538,600	
88			481,100	539,500	
89			481,600	540,300	
90			482,200		
91			482,800		
92			483,200		
93			483,700		
94			484,300		
95			484,900		
96			485,500		
97			486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、医師及び歯科医師で規則に定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	

33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	

69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600
86		288,700	324,600	345,500	
87		288,900	324,800	345,800	
88		289,100	325,200	346,100	
89		289,500	325,600	346,500	
90		289,700	326,000	346,800	
91		289,900	326,400	347,200	
92		290,100	326,800	347,500	
93		290,500	327,100	347,900	
94		290,700	327,300	348,200	
95		290,900	327,700	348,500	
96		291,200	328,000	348,800	
97		291,600	328,200	349,100	
98		291,900	328,500	349,500	
99		292,100	328,800	349,900	
100		292,400	329,100	350,300	
101		292,700	329,300	350,800	
102		292,900	329,600	351,200	
103		293,100	330,000	351,600	
104		293,400	330,200	352,000	

	105		293,700	330,300	352,500		
	106			330,600			
	107			331,000			
	108			331,200			
	109			331,400			
	110			331,800			
	111			332,200			
	112			332,600			
	113			332,800			
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600	

33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	

69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
94	280,900	314,200	347,600	365,600		
95	281,800	314,900	348,300	366,000		
96	282,800	315,500	348,900	366,300		
97	283,600	316,200	349,300	366,900		
98	284,400	316,500	349,700	367,400		
99	285,000	317,100	350,200	367,900		
100	285,900	317,800	350,600	368,400		
101	286,700	318,200	351,100	369,000		
102	287,500	318,800	351,500	369,500		
103	288,300	319,400	352,000	370,000		
104	289,100	320,000	352,400	370,400		

105	289,800	320,400	352,700	371,000
106	290,300	320,900	353,200	371,500
107	290,800	321,400	353,600	372,000
108	291,300	321,900	353,900	372,500
109	291,500	322,300	354,400	373,100
110	291,800	322,700	354,900	373,500
111	292,000	323,000	355,400	374,000
112	292,400	323,300	355,900	374,500
113	292,700	323,700	356,400	375,100
114	292,900	324,100	356,900	
115	293,300	324,500	357,400	
116	293,600	324,800	357,800	
117	293,900	325,000	358,200	
118	294,200	325,300	358,600	
119	294,500	325,700	359,100	
120	294,900	325,900	359,600	
121	295,200	326,100	360,000	
122	295,600	326,400	360,500	
123	295,900	326,700	361,000	
124	296,300	327,000	361,500	
125	296,500	327,200	361,800	
126	296,700	327,500		
127	297,000	327,900		
128	297,400	328,100		
129	297,600	328,200		
130	297,900	328,500		
131	298,300	328,900		
132	298,700	329,100		
133	298,900	329,400		
134	299,200	329,800		
135	299,600	330,200		
136	299,900	330,600		
137	300,100	330,900		
138	300,400	331,300		
139	300,800	331,700		
140	301,100	332,100		

	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						
	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則に定めるものに適用する。

第2条 甲府市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第48条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「371, 000」を「372, 000」に、「419, 000」を「420, 000」に改める。

第5条第2項及び第3項中「100分の157.5」を「6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第20条から第23条まで、第49条の2第1項並びに別表第3及び別表第4の規定並びに第3条の規定による改正後の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第48条の4第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項及び第3項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第48号

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例（昭和51年7月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第49号

甲府市斎場条例の一部を改正する条例

甲府市斎場条例（昭和39年4月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中

「

3,000円	1,800円	40,000円	26,700円
	1,400円		20,000円
	800円		2,200円
	1,200円		8,000円

を

」

「

6,000円	3,600円	50,000円	30,000円
	2,700円		22,500円
	1,500円		12,500円
	2,400円		20,000円

に

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第50号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「及び孫」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第17条第3項中「扶養親族に」を「扶養親族（第18条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）に」に、「同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」を「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」に改め、「配偶者」の次に「及び扶養親族たる子」を加え、同条第4項中「以下」の次に「この項及び第18条第3項第3号において」を加える。

第18条第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改

める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第27条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300	

32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
38	224,400	279,500	344,700	399,500	
39	226,200	281,400	346,900	400,900	
40	228,000	283,400	349,000	402,300	
41	229,700	285,200	351,100	404,000	
42	231,400	287,600	353,200	405,400	
43	233,000	289,900	355,200	406,700	
44	234,600	292,400	357,300	408,200	
45	236,200	294,500	359,200	409,800	
46	237,600	297,000	361,200	411,100	
47	238,900	299,300	363,200	412,600	
48	240,100	302,000	365,200	414,200	
49	241,600	304,400	366,900	415,900	
50	243,100	306,800	368,700	417,300	
51	244,300	309,300	370,600	418,900	
52	245,800	311,600	372,600	420,400	
53	247,000	313,900	374,500	422,100	
54	248,200	316,100	376,300	423,600	
55	249,600	318,200	378,100	425,200	
56	250,700	320,400	379,800	426,800	
57	252,000	322,600	381,300	428,300	
58	253,100	324,700	382,900	429,800	
59	254,200	326,900	384,600	431,000	
60	255,400	328,900	386,300	432,200	
61	256,700	331,000	387,500	433,400	
62	258,000	333,100	388,900	434,700	
63	259,400	335,300	390,300	436,000	
64	260,600	337,500	391,600	437,200	
65	261,900	339,400	393,000	438,400	
66	263,400	341,600	394,200	439,600	
67	264,900	343,700	395,600	440,800	

68	266,600	345,900	397,000	442,000
69	268,100	347,800	398,300	443,200
70	269,500	349,700	399,600	444,400
71	270,900	351,800	401,000	445,600
72	272,300	353,800	402,300	446,800
73	273,400	355,500	403,600	447,900
74	274,800	357,400	405,000	448,500
75	276,200	359,200	406,400	449,000
76	277,400	361,100	407,700	449,500
77	278,800	363,000	408,900	450,000
78	280,000	364,700	410,100	
79	281,200	366,400	411,400	
80	282,400	368,000	412,800	
81	283,500	369,500	414,100	
82	284,700	371,000	415,300	
83	285,900	372,500	416,300	
84	287,100	373,900	417,500	
85	288,300	375,000	418,700	
86	289,400	376,400	419,900	
87	290,500	377,800	421,100	
88	291,700	379,100	422,100	
89	292,900	380,400	423,200	
90	294,000	381,700	424,200	
91	295,200	382,900	425,200	
92	296,400	384,200	426,200	
93	297,100	385,500	427,100	
94	298,100	386,600	427,900	
95	299,200	387,900	428,700	
96	300,400	389,100	429,500	
97	301,400	390,500	430,300	
98	302,500	391,500	430,700	
99	303,500	392,600	431,100	
100	304,600	393,600	431,500	
101	305,500	394,500	431,900	
102	306,600	395,500	432,200	
103	307,700	396,600	432,500	

104	308,700	397,700	432,800
105	309,300	398,400	433,100
106	310,200	399,300	433,400
107	311,000	400,200	433,700
108	311,800	401,100	433,900
109	312,700	401,900	434,100
110	313,100	402,800	
111	313,500	403,600	
112	314,000	404,400	
113	314,600	405,000	
114	315,000	405,700	
115	315,500	406,400	
116	316,000	407,100	
117	316,600	407,700	
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	
121	318,500	409,400	
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	
130	321,900	411,700	
131	322,200	412,000	
132	322,500	412,200	
133	322,700	412,400	
134	322,900	412,700	
135	323,100	413,000	
136	323,400	413,200	
137	323,700	413,400	
138	323,900	413,700	
139	324,200	414,000	

	140	324,500	414,200			
	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900				
	147	326,200				
	148	326,500				
	149	326,700				
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任用 職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考(1) この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

商科専門学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	178,200	213,000	272,600	343,300	476,200
	2	180,800	215,100	275,600	346,300	478,400
	3	183,400	217,200	278,400	349,400	480,600
	4	186,100	219,300	281,200	352,700	482,700
	5	188,800	221,200	284,100	355,600	484,600
	6	191,600	223,300	286,700	357,700	486,500
	7	194,400	225,400	289,000	360,000	488,400
	8	197,300	227,400	291,400	362,600	490,300
	9	200,200	229,600	293,900	365,100	492,300
	10	203,200	232,000	296,500	367,300	494,300
	11	206,100	234,400	298,900	369,600	496,200
	12	209,000	236,800	301,500	371,700	498,100
	13	211,700	239,000	303,800	373,800	499,800
	14	213,400	241,300	305,800	376,300	501,600
	15	215,200	243,600	307,900	378,800	503,400
	16	216,900	245,900	309,800	381,200	505,300
	17	218,600	248,200	312,200	383,400	507,000
	18	220,400	251,300	314,800	385,700	508,700
	19	222,200	254,400	317,200	388,100	510,500
	20	223,800	257,500	319,600	390,400	512,400
	21	225,700	260,300	322,100	392,800	514,000
	22	227,600	263,300	325,000	395,300	515,600
	23	229,600	266,200	327,700	398,000	517,200
	24	231,600	269,100	330,800	400,600	518,700
	25	233,400	271,900	333,600	403,100	520,200
	26	235,400	274,500	336,400	405,600	521,600
	27	237,300	277,000	339,100	408,000	523,000
	28	239,300	279,700	342,000	410,500	524,300
	29	241,100	282,600	344,800	412,400	525,400
	30	243,000	284,800	347,300	414,900	526,400
31	245,000	286,800	349,900	417,300	527,400	

32	247,000	289,000	352,300	419,700	528,400
33	248,800	291,100	354,800	421,500	529,200
34	250,800	293,200	357,000	423,800	530,000
35	252,700	295,400	359,300	426,000	530,900
36	254,600	297,400	361,400	428,300	531,800
37	256,200	299,400	363,700	430,500	532,600
38	257,900	301,300	365,800	432,700	533,500
39	259,400	303,000	368,100	435,000	534,100
40	261,000	304,800	370,300	437,300	534,600
41	262,700	306,600	372,500	439,700	535,200
42	263,900	308,800	374,500	441,900	535,900
43	264,800	310,900	376,600	444,300	536,600
44	265,900	313,300	378,700	446,700	537,100
45	267,000	315,300	380,400	448,800	537,600
46	267,900	317,400	382,400	450,800	538,300
47	268,700	319,600	384,300	452,900	538,900
48	269,500	322,100	386,300	455,100	539,500
49	270,400	324,500	387,500	457,300	540,000
50	271,100	326,900	389,300	459,400	
51	271,800	329,200	391,000	461,700	
52	272,600	331,300	392,800	463,900	
53	273,500	333,600	393,900	465,700	
54	274,400	335,600	395,500	467,300	
55	275,300	337,500	397,000	469,000	
56	276,300	339,300	398,700	470,800	
57	277,100	341,200	400,100	472,200	
58	278,400	343,100	401,800	473,300	
59	279,500	345,000	403,400	474,400	
60	280,900	347,000	405,000	475,500	
61	282,100	348,800	406,300	476,600	
62	283,500	350,600	407,900	477,700	
63	284,800	352,500	409,400	478,800	
64	286,000	354,300	411,000	479,900	
65	287,100	356,200	412,400	480,900	
66	288,400	358,100	413,400	482,000	
67	289,700	359,900	414,400	483,000	

68	291,000	361,700	415,300	484,100
69	292,400	363,300	416,300	485,000
70	293,300	365,000	417,300	486,000
71	294,300	366,800	418,400	487,000
72	295,300	368,500	419,300	488,100
73	296,400	369,900	420,000	489,000
74	297,400	371,500	420,800	490,000
75	298,500	372,900	421,800	491,000
76	299,600	374,500	422,800	492,000
77	300,400	376,200	423,800	492,900
78	301,400	377,900	424,800	493,700
79	302,300	379,500	425,800	494,600
80	303,200	381,100	426,700	495,500
81	304,000	382,600	427,400	496,300
82	304,900	384,100	428,300	497,100
83	305,800	385,600	429,200	497,900
84	306,700	387,200	430,000	498,700
85	307,300	388,200	430,900	499,200
86	308,000	389,500	431,700	499,900
87	308,700	390,900	432,500	500,700
88	309,600	392,200	433,400	501,500
89	310,500	393,600	434,100	502,200
90	311,300	394,700	434,600	503,000
91	312,100	395,800	435,200	503,600
92	312,800	397,000	435,600	504,000
93	313,500	397,800	436,100	504,500
94	314,200	398,900	436,600	505,100
95	314,900	400,000	437,000	505,600
96	315,600	401,000	437,400	506,100
97	316,000	401,900	437,600	506,500
98	316,400	402,900	438,000	
99	316,800	403,900	438,300	
100	317,200	404,800	438,600	
101	317,500	405,600	438,900	
102	317,900	406,600	439,200	
103	318,200	407,600	439,500	

104	318,600	408,600	439,800
105	319,100	409,200	440,000
106	319,500	409,900	440,300
107	320,000	410,600	440,600
108	320,500	411,200	440,800
109	320,900	411,700	441,000
110	321,400	412,100	441,300
111	321,800	412,400	441,600
112	322,300	412,700	441,800
113	322,600	412,900	442,000
114	323,100	413,200	
115	323,500	413,500	
116	324,000	413,800	
117	324,300	414,000	
118	324,700	414,300	
119	325,200	414,600	
120	325,700	414,800	
121	325,900	415,000	
122	326,300	415,300	
123	326,800	415,600	
124	327,100	415,800	
125	327,300	416,000	
126	327,600		
127	328,100		
128	328,600		
129	328,800		
130	329,200		
131	329,700		
132	330,100		
133	330,300		
134	330,700		
135	331,200		
136	331,400		
137	331,700		
138	332,100		
139	332,500		

	140	332,900				
	141	333,400				
再任用 職員		246,900	292,500	309,900	374,800	468,200

備考 この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

第2条 甲府市学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市学校職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第27条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の甲府市学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会への委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 51 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年 3 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第 2 項の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例附則第 2 項の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第52号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項中「の子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第12条において同じ。))」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者(第14条の4において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である

職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第12条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第16条第1項中「職員は、」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「するため、」の次に「規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を越えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に任命権者の承認を得て、介護時間を受けることができる。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、給与条例第3条の3の規定にかかわらず、その勤務し

ない1時間につき、給与条例第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 甲府市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第8条第2項中「第12条」の次に「又は第16条の2」を加え、「を承認さ

れている」を「又は介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「当該職員の育児休暇に係る」を「当該育児休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この条において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。
- 3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、改正後の条例第7条の3第1項及び第4項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。
(甲府市職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う経過措置)
- 4 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の甲府市職員の育児休業等に関する条例第2条の2の規定中「第6条の4第1号」とあるのは、「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第53号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員」を「学校職員」に改める。

第9条の2の見出し中「職員」を「学校職員」に改め、同条第1項中「の子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「職員」を「学校職員」に改め、同条第2項及び第3項中「職員」を「学校職員」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2

号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある学校職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある学校職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第12条第1項中「及び」を「、介護時間及び」に改める。

第16条第1項中「学校職員が」の次に「要介護者（）」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「するため、」の次に「教育委員会規則で定めるところにより、学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を越えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、学校職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えな

い範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 介護時間については、給与条例第22条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第18条（見出しを含む）中「及び」を「、介護時間及び」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第16条の規定により介護休暇の承認を受けた学校職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第16条第1項に規定する指定期間については、教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、初日から当該学校職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、改正後の第9条の2第1項及び第4項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である学校職員に委託されている児童のうち、当該学校職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第54号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「の子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。以下この項において同じ。）」を、「もの」の次に「（以下「要介護者」という。）」を、「するため、」の次に「企業管理規程で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を越えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を、「休暇をいう。）」の次に「若しくは介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、改正後の条例第16条第2項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

規則

甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第43号

甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員の任用等に関する規則（昭和28年12月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「（給与条例別表第4に定める医療職給料表（以下「医療職給料表」という。）の適用を受ける者を除く。）」を削る。

第23条の8中「医療職給料表並びに」を「給与条例別表第4に定める医療職給料表及び」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第44号

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年12月規則第44号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 氏名、住所若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下この号において「個人番号」という。）を変更した場合又は新たに個人番号の通知を受けた場合

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第45号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項第1号中「100分の99以上100分の160」を「100分の112以上100分の180」に、「100分の125以上100分の200」を「100分の138以上100分の220」に改め、同項第2号中「100分の88以上100分の99」を「100分の99.5以上100分の112」に、「100分の111以上100分の125」を「100分の122.5以上100分の138」に改め、同項第3号中「100分の77」を「100分の87」に、「100分の97」を「100分の107」に改め、同項第4号中「100分の77」を「100分の87」に、「100分の97」を「100分の107」に改める。

第24条の4第1項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者は、その所属の条例第48条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

第24条の4第1項第1号中「100分の37.5」を「100分の44.5」に、「100分の47.5」を「100分の54.5」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の41」に、「100分の47.5」を「100分の51」に改め、同項第3号中「100分の37.5」を「100分の41」に、「100分の47.5」を「100分の51」に改め

る。

第2条 甲府市職員給与条例施行規則の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項第1号中「100分の112以上100分の180」を「100分の105以上100分の170」に、「100分の138以上100分の220」を「100分の131以上100分の210」に改め、同項第2号中「100分の99.5以上100分の112」を「100分の93.5以上100分の105」に、「100分の122.5以上100分の138」を「100分の116.5以上100分の131」に改め、同項第3号中「100分の87」を「100分の82」に、「100分の107」を「100分の102」に改め、同項第4号中「100分の87」を「100分の82」に、「100分の107」を「100分の102」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の44.5」を「100分の42」に、「100分の54.5」を「100分の52」に改め、同項第2号中「100分の41」を「100分の38.5」に、「100分の51」を「100分の48.5」に改め、同項第3号中「100分の41」を「100分の38.5」に、「100分の51」を「100分の48.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例施行規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

- 3 当分の間、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第24条の3及び第24条の4の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職

員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の170
（新規則第17条の2に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の210）

(2) 再任用職員 100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）

（雑則）

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口雄一

甲府市規則第46号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第4昇格時号給対応表ア行政職給料表昇格時号給対応表中

36		36
36		36
37		37
38		37
39		38
40		38
41		39
41	を	39
42		40
42		40
43		41
43		41
44		42
44		42
45		43

に改める。

別表第4昇格時号給対応表エ医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

8 2		8 1
8 2		8 2
8 2		8 2
8 2		8 2
8 3		8 2
8 3		8 2
8 3		8 3
8 3		8 3
8 4		8 3
8 4		8 3
8 4		8 3
8 4		8 4
8 5	を	8 4
8 5		8 4
8 5		8 4
8 5		8 4
8 6		8 5
8 6		8 5
8 6		8 5
8 6		8 6
8 7		8 6
8 7		8 6
8 7		8 7
8 7		8 7
8 8		8 7

に改める。

別表第4の2ア行政職給料表降格時号給対応表中

8 1		8 2
8 2		8 4
8 3		8 6
8 4		8 8
8 6	を	9 0
8 8		9 2
9 0		9 3
9 2		9 3

に改める。

別表第4の2エ医療職給料表(3)降格時号給対応表中

1 0 8		1 0 9
1 1 2		1 1 4
1 1 6		1 1 9
1 2 0	を	1 2 4
1 2 4		1 2 7
1 2 8		1 3 0
1 3 2		1 3 3

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給がこの規則による改正前の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわら

ず、旧規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第47号

平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則（平成27年3月規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成28年2月条例第2号）の施行の日の前日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第48号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	132,800	191,700	227,900	261,100
	2	133,900	193,500	229,500	263,000
	3	135,000	195,300	231,000	264,800
	4	136,100	197,100	232,600	266,900
	5	137,200	198,700	234,100	268,700
	6	138,300	200,500	235,800	270,600
	7	139,400	202,300	237,300	272,500
	8	140,500	204,100	238,900	274,600
	9	141,600	205,800	240,300	276,700
	10	142,700	207,600	241,800	278,700
	11	143,900	209,400	243,400	280,800
	12	145,000	211,200	244,800	282,800
	13	146,100	212,600	246,300	284,800
	14	147,200	214,400	247,800	286,900
	15	148,300	216,100	249,100	288,900
	16	149,400	217,900	250,500	290,900
	17	150,500	219,600	252,000	292,900
	18	151,900	221,300	253,700	294,900
	19	153,200	222,900	255,400	297,000
	20	154,500	224,500	257,200	299,000
	21	155,800	226,000	258,800	301,000
	22	157,300	227,700	260,600	303,100
	23	158,800	229,300	262,300	305,100
	24	160,400	230,900	264,000	307,200
	25	161,700	232,200	266,000	309,000
	26	163,200	233,700	267,900	311,100
	27	164,700	235,100	269,700	313,200
	28	166,200	236,400	271,500	315,200
	29	167,600	237,700	273,200	317,100
	30	170,300	238,900	275,100	319,100
31	172,900	239,900	277,000	321,200	

32	175,500	241,100	278,700	323,300
33	178,200	242,400	280,400	324,700
34	179,900	243,600	282,300	326,700
35	181,600	244,800	284,100	328,600
36	183,300	246,100	286,000	330,700
37	184,800	247,000	287,600	332,600
38	186,600	248,400	289,300	334,500
39	188,400	249,800	291,100	336,500
40	190,100	251,300	292,900	338,400
41	191,700	252,700	294,600	340,300
42	193,200	254,100	296,300	342,200
43	194,700	255,500	297,900	344,000
44	196,200	256,800	299,500	345,900
45	197,500	258,000	301,200	347,400
46	198,800	259,300	302,900	348,800
47	200,100	260,700	304,500	350,300
48	201,400	262,000	306,200	351,800
49	202,700	263,300	307,300	353,400
50	204,000	264,400	308,800	354,200
51	205,300	265,700	310,300	355,400
52	206,600	267,000	311,900	356,400
53	207,800	268,000	313,500	357,300
54	209,100	269,100	315,100	358,400
55	210,400	270,400	316,700	359,300
56	211,700	271,700	318,200	360,400
57	212,800	272,800	319,700	361,300
58	213,900	273,800	320,900	362,000
59	214,900	274,800	322,100	362,700
60	216,000	275,900	323,300	363,400
61	217,100	277,100	324,000	363,800
62	218,100	278,100	324,900	364,400
63	219,000	279,000	325,700	365,100
64	220,000	280,000	326,500	365,800
65	220,600	280,700	327,400	366,100
66	221,500	281,600	327,800	366,800
67	222,300	282,300	328,500	367,500

68	223,200	283,200	329,300	368,200
69	223,900	284,200	330,100	368,500
70	224,900	285,000	330,800	369,100
71	225,700	285,800	331,500	369,800
72	226,600	286,600	332,200	370,400
73	227,300	287,400	332,700	370,700
74	228,100	287,900	333,300	371,300
75	229,000	288,300	333,800	372,000
76	230,100	288,800	334,400	372,600
77	230,800	288,900	334,700	373,000
78	231,500	289,300	335,200	373,500
79	232,100	289,500	335,600	374,100
80	232,900	289,900	336,100	374,600
81	233,700	290,100	336,500	375,100
82	234,400	290,300	337,000	375,700
83	235,100	290,700	337,500	376,200
84	235,700	291,000	338,000	376,500
85	236,400	291,300	338,300	376,900
86	237,200	291,600	338,700	377,400
87	238,000	291,900	339,200	377,800
88	238,700	292,300	339,600	378,200
89	239,400	292,600	339,900	378,600
90	240,100	293,000	340,300	379,100
91	240,800	293,300	340,800	379,500
92	241,500	293,700	341,200	379,900
93	242,100	293,800	341,400	380,200
94	242,800	294,000	341,800	
95	243,500	294,400	342,300	
96	244,200	294,800	342,700	
97	244,900	295,000	342,800	
98	245,400	295,300	343,300	
99	245,800	295,700	343,700	
100	246,300	296,100	344,000	
101	246,600	296,300	344,300	
102		296,600	344,700	
103		297,000	345,100	

	104		297,300	345,500	
	105		297,500	346,000	
	106		297,800	346,400	
	107		298,200	346,800	
	108		298,500	347,200	
	109		298,700	347,700	
	110		299,100	348,100	
	111		299,500	348,400	
	112		299,800	348,700	
	113		299,900	349,200	
	114		300,200		
	115		300,500		
	116		300,900		
	117		301,100		
	118		301,300		
	119		301,600		
	120		301,900		
	121		302,300		
	122		302,500		
	123		302,800		
	124		303,100		
	125		303,400		
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800

別表第4 技能労務職昇格時号給対応表中

3 6		3 6	
3 6		3 6	
3 7		3 7	
3 8		3 7	
3 9		3 8	
4 0		3 8	
4 1		3 9	
4 1	を	3 9	に改める。
4 2		4 0	
4 2		4 0	
4 3		4 1	
4 3		4 1	
4 4		4 2	
4 4		4 2	
4 5		4 3	

別表第5 中

8 9		9 0	
9 0		9 2	
9 1		9 4	
9 2		9 6	
9 4	を	9 8	に改める。
9 6		1 0 0	
9 8		1 0 1	
1 0 0		1 0 1	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 3 改正後の規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第49号

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給調整手当支給規則（昭和36年8月規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

期間の区分	月 額	期間の区分	月 額
	円		円
1年未満	308,000	18年以上 19年未満	298,100
1年以上 2年未満	308,000	19年以上 20年未満	294,800
2年以上 3年未満	308,000	20年以上 21年未満	291,500
3年以上 4年未満	308,000	21年以上 22年未満	277,700
4年以上 5年未満	308,000	22年以上 23年未満	263,700
5年以上 6年未満	308,000	23年以上 24年未満	250,200
6年以上 7年未満	308,000	24年以上 25年未満	236,300
7年以上 8年未満	308,000	25年以上 26年未満	222,600
8年以上 9年未満	308,000	26年以上 27年未満	205,000
9年以上 10年未満	308,000	27年以上 28年未満	187,900
10年以上 11年未満	308,000	28年以上 29年未満	170,600
11年以上 12年未満	308,000	29年以上 30年未満	153,000
12年以上 13年未満	308,000	30年以上 31年未満	135,000
13年以上 14年未満	308,000	31年以上 32年未満	116,700
14年以上 15年未満	308,000	32年以上 33年未満	98,800

15年以上 16年未満	308,000	33年以上 34年未満	72,800
16年以上 17年未満	304,700	34年以上 35年未満	48,500
17年以上 18年未満	301,400		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給調整手当支給規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第50号

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員退職手当支給条例施行規則（昭和63年7月規則第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第5号中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

第13号様式中

「	「	を	「	」	」				
「	<table border="1"><tr><td>3 身体障害者雇用促進法第6条の適応訓練</td><td>4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第15条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練</td></tr></table>	3 身体障害者雇用促進法第6条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第15条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	を	<table border="1"><tr><td>3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練</td><td>4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練</td></tr></table>	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	」	」
3 身体障害者雇用促進法第6条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第15条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練								
3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練								

に改める。

第20号様式中「広域求職活動費」を「求職活動支援費（広域求職活動費）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定め

る。

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第51号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和25年8月規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12号様式の2、第12号様式の3、第12号様式の4及び第12号様式の5中「個人番号（法人番号）」を「法人番号」に改める。

第26号様式中「個人番号又は」を削る。

第32号様式中

「

代表者の 職氏名印	⑩
--------------	---

を

「

代表者の 職氏名印	⑩
個人番号 又は法人番号	

に、

「

フリガナ	
氏名	（旧姓）

を

「

フリガナ										
氏名	(旧姓)									
個人番号										

に、

」

「

一括徴収した税額は、	月分	で納入	を
します。			

」

「

一括徴収した税額は、	月分	で納入	に改める。
します。(納期限：平成	年	月	日)

」

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第32号様式の規定は、平成29年1月1日以後に給与の支払を受けないこととなった者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の6第2項又は第321条の5第3項の規定による届出について適用し、同日前に給与の支払を受けないこととなった者に係る同法第317条の6第2項又は第321条の5第3項の規定による届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の第32号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第52号

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例（平成28年9月条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（第1号様式）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する証明書は、立入調査員証（第2号様式）とする。

(特定空家等の通知)

第3条 市長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、当該特定空家等の所在及び状態、周辺的生活環境への影響並びに当該特定空家等の所有者等（空家等の所有者又は管理者をいう。以下同じ。）であることを、特定空家等該当通知書（第3号様式）により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確知できないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該特定空家等の所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、特定空家等状態改善通知書（第4号様式）により当該所有者等に対し通知するものとする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項に規定する助言又は指導は、助言・指導書(第5号様式)により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書(第6号様式)により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書(第7号様式)により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書(第8号様式)により行うものとする。

3 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人(代理人である資格を書面により証する者に限る。)は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書(第9号様式)及び自己に有利な証拠を提出するものとする。

4 法第14条第5項の規定による意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことの請求は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書(第10号様式)により行うものとする。

5 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書(第11号様式)により行うものとする。

(代執行)

第7条 法第14条第9項の規定に基づく行政代執行法(昭和23年法律第43号)による代執行(以下「代執行」という。)は、戒告書(第12号様式)を送達し、その期限までにその義務を履行しない所有者等に対して、代執行令書(第13号様式)により通知して行うものとする。

2 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、執行責任者証(第14号様式)を携帯しなければならない。

(公示)

第8条 法第14条第11項の規定により公示する標識は、標識(第15号様式)とする。

(空家等対策協議会)

第9条 条例第7条に規定する協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 4 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 5 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 6 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 会議は、原則として公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 10 協議会の庶務は、企画部企画総室企画課において処理する。
- 11 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が、会議に諮って定める。

(緊急措置)

第10条 条例第9条第1項に基づく特定空家等の所有者等の同意は、緊急措置の内容及び緊急措置に要する費用の概算額を示して、緊急措置の実施に係る同意書（第16号様式）により得るものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」といいます。）第 3 条の規定により、空家等（居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいいます。）の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等については、法第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第 9 条第 2 項の規定により立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第 3 項の規定により通知します。

ついては、所有者等の立ち会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して 5 日以内に下記まで連絡して下さい。

なお、空家等の状態等が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡して下さい。

記

1 対象となる空家等

所在地

用途

2 空家等の状態（立入調査の理由）

3 立入調査日時

4 立入職員の所属及び連絡先

5 その他

この通知による法第 9 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第 16 条第 2 項の規定に基づき、20 万円以下の過料に処せられます。

第2号様式（第2条関係）

（表面）

立 入 調 査 員 証		(写 真)
所 属		
職 名		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
甲府市長		印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
第9条 （略）
2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等はその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
5 第2項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



特定空家等該当通知書

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められますので、その旨を通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第14条第1項の助言又は指導を行うこととなります。改善方法等について情報の提供等が必要な場合は、下記まで連絡して下さい。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査いたしましたが、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有し、又は管理していない場合は、下記まで連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出して下さい。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡して下さい。

記

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
- 2 空家等の状態（特定空家等と認められる理由）
- 3 所有者等の住所及び氏名
・建築物等
・その敷地
- 4 所有者等と判断した理由
- 5 担当職員の所属及び連絡先

第4号様式（第3条関係）

第 号

年 月 日

様

甲府市長



特定空家等状態改善通知書

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の「特定空家等」に該当しないと認められますので、その旨を通知します。

引き続き、法に基づき適切に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

1 対象となる空家等

所在地

用途

2 特定空家等に該当しないと認めた日

年 月 日

3 特定空家等に該当しない理由

4 担当職員の所属及び連絡先

第5号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



助 言 ・ 指 導 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、法第14条第1項の規定に基づき、下記の措置を講じるように助言・指導します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2 助言・指導に係る措置の内容

3 助言・指導に至った理由

4 助言・指導の責任者

5 その他

必要な措置については、 年 月 日までに改善願います。改善がなされない場合は、法第14条第2項の規定に基づき、勧告を行います。

第6号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



勸告書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号により助言・指導しましたが、指定の期日までに改善されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 勸告に係る措置の内容

3 勸告に至った理由

4 勸告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づき、当該措置を命ずることがあります。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第7号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った理由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・ 本命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。

第8号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、甲府市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った理由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

第9号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

提出者 住所
氏名 印
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、
下記のとおり意見を述べ、及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 命令に係る事前の通知に対する意見

3 自己に有利な証拠の提出の有無

有 ・ 無

備考

- ・ 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ、添付して下さい。
- ・ 証拠書類等を提出する場合は、添付して下さい。
- ・ 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付して下さい。

第10号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

提出者 住所
氏名 印
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 意見の聴取に出席しようとする者の住所、氏名及び連絡先

備考

- ・ 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ、添付して下さい。
- ・ 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付して下さい。

第 号
年 月 日

様

甲府市長



命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対し
て 年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出が
ありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7
号。以下「法」といいます。）第 1 4 条第 6 項の規定により、下記のとおり公開に
よる意見の聴取を行うため出頭を求めますので、法第 1 4 条第 7 項の規定によりそ
の旨を通知します。なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第 1 4 条第 8 項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、
かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

- 1 特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 聴取の期日及び場所

第12号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する
下記特定空家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月
日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法
律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の を執行
いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に
よりその旨を戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあな
たから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が
生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模
- (5) 所有者等の住所及び氏名

- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第
68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
3か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。

第13号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 () する物件

2 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3 執行責任者

4 代執行に要する費用の概算見積額

- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。

第14号様式（第7条関係）

（表面）

執行責任者証		第 号
部 課長		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
年 月 日		
	甲府市長	印
	記	
1	代執行をなすべき事項	
	代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載	
	の（	）
2	代執行をなすべき時期	
	年 月 日から	年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）	
第14条（略）	
9	市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）	
第4条	代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第15号様式（第8条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、
年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

2 命令に係る措置の内容

3 命ずるに至った理由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

第16号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

提出者 住所

氏名

印

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

緊急措置の実施に係る同意書

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例（平成28年9月条例第36号）第9条第1項に規定する緊急措置として、私が所有（管理）する下記の空家等について、その危険を回避するための措置を甲府市長が講ずることに同意します。

また、同条第3項の規定に基づき、当該緊急措置に要した費用を、市からの請求に基づき速やかに支払います。

記

1 空家等

(1) 所在地

(2) 用途

2 緊急措置について同意した事項

(1) 緊急措置の内容

(2) 緊急措置に要する費用の概算額

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第53号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則
(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成7年3月規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第3号中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第7条の2各号列記以外の部分中「第7条の3第1項の」の次に「常態として当該子を養育することができるものとして」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条の3第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、甲府市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第18号)第2条の2に定める児童とする。

第7条の4第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 条例第7条の3第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)が、民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第7条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第7条の6第1項に次の2号を加える。

(4) 特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第7条の3第1項又は第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

第7条の7中「第7条の4第1項第3号及び第4号並びに第7条の6第1項第3号」を「第7条の4第1項第3号から第5号まで及び前条第1項第3号から第5号まで」に、「同条第1項及び第3項」を「同条第1項から第3項まで」に改める。

第27条第1項中「であつて職員と同居しているもの」を「（第2号に掲げる者にあつては職員と同居しているものに限る。）」に改め、同項第1号中「祖父母」の次に「、孫」を加え、同項第2号中「、配偶者の子及び孫（その父母のいずれもが死亡している者に限る。）」を「及び配偶者の子」に改め、同条第4項中「4時間の」を「4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ、その事由、条例第16条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間を記載した介護休暇申請書（第7号様式）により任命権者に申し出るとともに、承認を受けようとする介護休暇の期間等を記載した休暇等届簿及び介護休暇申請書（第7号様式）により任命権者に請求しなければならない。

第27条第7項中「条例第16条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「2週間」を「原則として2週間」に改

め、同条第8項中「の請求」を「の規定による申出」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 職員は、第6項の規定による申出に基づき任命権者により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき任命権者により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。

9 任命権者は、第6項の規定により職員が申し出た指定を希望する期間（以下「申出の期間」という。）又は指定した指定期間の末日の翌日から前項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が明らかに介護休暇を承認できない日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

10 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第27条に次の2項を加える。

12 第8項の規定により、指定期間を延長して指定することを申し出るときは、介護休暇申請書（第7号様式）に介護を必要とする者の医師の診断書を添付し提出しなければならない。

13 職員の介護する要介護者が、その状況又は職員と当該要介護者との親族関係等が変化し、要介護者に該当しなくなった場合又は第8項の規定により指定期間を短縮して指定することの申出をする場合は、遅滞なく介護状況変更届（第8号様式）により任命権者に届け出なければならない。

第27条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第27条の2 前条第1項の規定は、職員が介護時間を受けることができる要介護者について準用する。

2 介護時間の単位は、30分とする。

3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続

した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業又は条例第12条の規定による育児休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

- 4 条例第16条の2第1項に規定する連続する3年の期間は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日を起算点とする。
- 5 介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ、その事由、期間等を休暇等届簿に記載して、任命権者に請求しなければならない。
- 6 前項の請求をするときは、介護時間承認請求書（第9号様式）に介護を必要とする者の医師の診断書、住民票の世帯全員の写し及び戸籍謄本を添付し提出しなければならない。
- 7 職員の介護する要介護者の状況又は当該要介護者との親族関係が変化し、要介護者に該当しなくなった場合は、遅滞なく介護状況変更届（第8号様式）により任命権者に届け出なければならない。

第1号様式の2中「続柄」を「続柄等」に、

「
「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、
「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入する。
」

「
① 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実）を記入する。
② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入する。
」

改める。

第1号様式の3中

「
（ 離縁 養子縁組の取消し） を
」

「
〔 離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了
 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除 〕 に、
」

「
 子と同居しないこととなった。 を
」

「
 子と同居しないこととなった。
 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。 に、
（理由： ）
」

「
 要介護者が死亡した。
 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 を
（消滅の理由： ）
」

「
 要介護者を介護しなくなった。
 同居しなくなった。 負傷・疾病 その他（ ）
 要介護者が死亡した。
 要介護者と離縁した。 に改める。
 要介護者と職員との親族関係が消滅した。
（消滅の理由： ）
 その他（ ）
」

第2号様式（2枚目）（表）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第27条関係）

介護休暇申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

請求者	所属	部 室 課		
	氏名等	補職名	職員 番号	氏名 (印)
介護を要する者の氏名	続柄()			
介護を要する者の生年月日	年 月 日			
介護を要する者との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			
介護を要する者の病名等				
休暇を要する理由				
希望する指定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
既に指定を受けた期間	1回目	年 月 日 ~ 年 月 日		
	2回目	年 月 日 ~ 年 月 日		
承認を受けようとする期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
承認を受けようとする時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分			
備考				
※ 初めて請求する場合は、医師の診断書、住民票の世帯全員の写し、戸籍謄本を添付すること。				
主管部決定欄		人事課決定欄		

(裏)

承認を取り消された日又は期間	日数	請求者 印	所属長 印	任命権 者 印	備考
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					

第7号様式の次に次の2様式を加える。

第9号様式（第27条の2関係）

介護時間承認請求書

(表)

(あて先)任命権者		請求年月日	年	月	日
		請求者 所属		
		補職名		
		職員番号		
次のとおり介護時間の承認を請求します。		氏名 (印)		
介護を要する者	氏名				
	続柄				
	生年月日	年	月	日生	
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居		
請求期間及び時間	期 間		時 間		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分	～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分	～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分	～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分	～ 時 分
備考					

(注)① 初めて請求する場合は、医師の診断書、住民票の世帯全員の写し、戸籍謄本を添付すること。

② 介護時間の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

③ 該当する□にはレ印を記入すること。

主 管 部	人 事 課
決 定 欄	決 定 欄

(裏)

日付	承認を取り消された時間		時間数	請求者 ㊟	所属長 ㊟	任命権者 ㊟	備考
	午前	午後					
	時 分から	時 分から	時間				
	時 分まで	時 分まで	分				
	時 分から	時 分から	時間				
	時 分まで	時 分まで	分				
	時 分から	時 分から	時間				
	時 分まで	時 分まで	分				
	時 分から	時 分から	時間				
	時 分まで	時 分まで	分				
	時 分から	時 分から	時間				
	時 分まで	時 分まで	分				
	時 分から	時 分から	時間				
	時 分まで	時 分まで	分				
	時 分から	時 分から	時間				
	時 分まで	時 分まで	分				
	時 分から	時 分から	時間				
	時 分まで	時 分まで	分				
	時 分から	時 分から	時間				
	時 分まで	時 分まで	分				

(甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第2条 甲府市職員の育児休業等に関する規則(平成4年3月規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の2号を加える。

(4) 育児休業に係る子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)

(5) 育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第1号様式中「第4号」を「第5号」に改める。

第2号様式中「続柄」を「続柄等」に改める。

第3号様式中

「

休業に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)

を

休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

」

「

休業に係る子と離縁した。

休業に係る子との養子縁組が取り消された。

休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

に

休業に係る子について民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。

休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。

」

改める。

第4号様式中「続柄」を「続柄等」に改める。

(甲府市職員給与条例施行規則の一部改正)

第3条 甲府市職員給与条例施行規則(昭和27年3月規則第7号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第10号を第11号とし、同項第9号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
(甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第4条 甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第6休職期間等換算表中

「

派遣職員の派遣の期間

を
」

「

派遣職員の派遣の期間
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号）第16条に規定する介護休暇の期間

に、
」

「

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号）第16条に規定する介護休暇又は同条例第17条に規定する無給休暇の期間

を
」

「

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第17条に規定する無給休暇の期間

に改める。
」

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による改正後の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に任命権者の承認を得て受けた介護休暇の期間

について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第54号

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年12月規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

規程

甲府市規程第4号

甲府市辞令式の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市辞令式の一部を改正する規程

甲府市辞令式（昭和29年7月規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2号様式（別記）に次のように加える。

85 配偶者同行 休業	配偶者同行休業を承認する 配偶者同行休業の期間は〇〇年〇〇月 〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までと する	配偶者同行休業 を承認する場合
86 配偶者同行 休業期間延長	配偶者同行休業の期間を〇〇年〇〇月 〇〇日まで延長することを承認する	
87 配偶者同行 休業復職	職務に復帰した（〇〇年〇〇月〇〇日）	
88 配偶者同行 休業取消復職	配偶者同行休業の承認を取り消す 職務に復帰した（〇〇年〇〇月〇〇日）	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

甲府市告示第529号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
吉野家東
舞鶴陸橋下歩道
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成28年11月16日（水）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの
自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1, 000円・原動機付自転車2, 000円）

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の平成28年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

平成28年12月1日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第531号

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の平成28年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

平成28年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第532号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|---|
| 1 書類名 | 甲府市介護保険料納入通知書 |
| 2 発送日 | 平成28年9月1日
平成28年10月3日
平成28年11月1日 |
| 3 項目 | 平成28年度介護保険料納入通知書
平成28年度介護保険料3期～9期分
平成28年度介護保険料4期～9期分
平成28年度介護保険料5期～9期分 |
| 4 納期限 | 平成28年9月30日 平成28年10月31日
平成28年11月30日 平成29年1月4日
平成29年1月31日 平成29年2月28日
平成29年3月31日 |
| 5 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課
窓口センター |
| 6 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 7 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。なお、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、書面により意見書を提出しなければならない。

平成28年12月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 聴こうとする案件
甲府都市計画用途地域の変更案について
- 2 開催日時及び場所
平成29年1月10日（火）午後7時
相川悠遊館 2階 大会議室
- 3 縦覧場所
甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課
甲府市丸の内1丁目18-1
- 4 縦覧期間
平成28年12月 6日（火）から
平成28年12月20日（火）まで
但し、縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く通常勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。
- 5 意見書の提出先
甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課
甲府市丸の内1丁目18-1
- 6 意見書の提出方法
直接持参又は郵送すること。
- 7 意見書の提出期限
平成28年12月20日（火）午後5時15分
- 8 都市計画の案の概要
案の概要については省略し、甲府市建設部まち開発室都市計画課において縦覧に供する。
- 9 その他必要な事項
意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

甲府市告示第534号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成28年12月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第535号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成28年12月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第536号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|-------------|------------------|------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第32154号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第537号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第33099号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第538号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成28年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 233号		
工事名	耐震性貯水槽60m ³ 型設置工事		
工事場所	甲府市青葉町地内		
工事概要	1	工事内容	耐震性貯水槽設置（鋼製60m ³ 級・井筒沈下工法） N=1箇所 付帯工 1式
	2	工期	平成29年3月17日まで
	3	予定価格 （税込み）	17,895,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1 件の工事請負額が800万円以上の 実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。）</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年12月19日
	3	申請書受付開始日	平成28年12月8日

	4	申請書受付締切日	平成28年12月19日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年12月26日
	6	設計図書配付開始日	平成28年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成28年12月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年12月27日
	10	入札及び開札日時	平成29年1月11日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年1月5日 午後5時まで
	2	回答	平成29年1月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成28年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 251号		
工事名	城南中学校校舎リニューアルⅡ期(外壁・防水改修)工事		
工事場所	甲府市大里町2590番地1		
工事概要	1	工事内容	特別教室棟(1-1棟)、昇降所(1-2棟)、管理・普通教室棟(1-3棟) ①外壁改修 ・外壁塗替(防水形複層塗材E) 1,993.7㎡ ・軒裏塗替(外装薄塗材E) 381.3㎡ 他 ②防水改修 ・屋上平場シート防水(S-M2 t1.5) 959.5㎡ ・屋上立上りシート防水(S-F2 t1.5) 187.2㎡ 他
	2	工期	平成29年3月17日まで
	3	予定価格(税込み)	38,244,960円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,900万円以上の実績に限る。元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年12月19日
	3	申請書受付開始日	平成28年12月8日
	4	申請書受付締切日	平成28年12月19日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年12月26日
	6	設計図書配付開始日	平成28年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成28年12月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年12月27日
	10	入札日時	平成29年1月11日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成29年1月16日
	12	開札日時	平成29年1月23日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成29年1月24日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事費内訳書
入札参加資格に対する	1	質問	平成29年1月5日 午後5時まで

説明	2	回答	平成29年1月6日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成29年1月18日まで
	2	回答	平成29年1月19日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成29年1月19日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 249号		
工事名	石田小学校受水槽改修工事		
工事場所	甲府市上石田三丁目6番31号		
工事概要	1	工事内容	<p>既存施設老朽化に伴う施設改修 1式</p> <p>(1) ステンレスパネル型受水槽・消火水槽 1基(有効容量:受水槽 13t、消火水槽 6.0t)</p> <p>(2) 加圧給水ポンプユニット(末端圧力一定型) 1台(3φ200V×3.7kw×400L/min×45m×2台)</p> <p>(3) 消火ポンプユニット 1台 (3φ200V×5.5kw×300L/min×65m)</p> <p>(4) 上記に伴う電気設備工事 1式</p> <p>(5) 解体工事 1式</p>
	2	工期	平成29年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	21,095,640円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	<p>公共施設等の機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が1,000万円以上の実績に限る。</p> <p>元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。</p> <p>なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p>

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年12月19日
	3	申請書受付開始日	平成28年12月8日
	4	申請書受付締切日	平成28年12月19日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年12月26日
	6	設計図書配付開始日	平成28年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成28年12月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年12月27日
	10	入札及び開札日時	平成29年1月11日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年1月5日 午後5時まで
	2	回答	平成29年1月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	

	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(鋼造) 240号		
工事名	山城小学校給食室増改築工事に伴う外構工事		
工事場所	甲府市上今井町474番地		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防球ネット設置工事 1式 ・フェンス設置工事 1式 ・遊具移設及び新設工事 1式 ・解体、舗装、縁石工事 他
	2	工期	平成29年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	14,752,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	鋼構造物 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の鋼構造物工事。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年12月19日
	3	申請書受付開始日	平成28年12月8日

	4	申請書受付締切日	平成28年12月19日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年12月26日
	6	設計図書配付開始日	平成28年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成28年12月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年12月27日
	10	入札及び開札日時	平成29年1月11日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年1月5日 午後5時まで
	2	回答	平成29年1月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第543号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年12月8日

甲府市長 樋口雄一

- | | | | |
|---|-------|--|------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 | |
| 2 | 発送日 | 平成28年11月1日 | |
| 3 | 項目 | 平成28年度国民健康保険料5期～9期分 | |
| 4 | 納期限 | 平成28年11月30日
(納期限を平成29年1月4日に再指定) | |
| | | 平成29年1月4日 | 平成29年1月31日 |
| | | 平成29年2月28日 | 平成29年3月31日 |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア | |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり（9件） | |

甲府市告示第544号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年12月8日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-------|----------------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成28年11月1日 |
| 3 | 項目 | 平成28年度国民健康保険料5期～9期分（口座振替分） |
| 4 | 納付方法 | 指定金融機関より口座振替 |
| 5 | 納付義務者 | （省略） |

甲府市告示第545号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 |
| 2 | 発送日 | 平成28年11月24日 |
| 3 | 返戻日 | 平成28年12月3日 |
| 4 | 通知者 | (省略) |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第546号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成28年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第547号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成28年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第548号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成28年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第549号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成28年12月9日

甲府市長 樋口雄一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 入札番号 | 第3005号 |
| (2) 物件名 | 防災備蓄用食糧（ライスクッキー） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成28年12月9日（金）～平成28年12月22日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 平成28年12月9日（金）～平成28年12月22日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年1月18日（水） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 入札番号 | 第3031号 |
| (2) 物件名 | 小学校新一年生分給食用食器 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成28年12月9日（金）～平成28年12月22日（木）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成28年12月9日(金)～平成28年12月22日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年1月18日(水) 午後1時40分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約

を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第552号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成28年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第553号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成28年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定する区域
甲府市国母六丁目617番3の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物

甲府市告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年12月26日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月12日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	中上今井線	甲府市上今井町字西河原 1118番5地先から 甲府市上今井町字西河原 1188番1地先まで	134.0	平成28年 12月12日

甲府市告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年12月26日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月12日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	高室町中線	甲府市高室町字金山 761番1地先から 甲府市高室町字金山 761番1地先まで	38.1	平成28年 12月12日

甲府市告示第556号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 書類名 | 担保権設定等財産の参加差押通知書
市民発第32755号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

地方自治法第219条第2項の規定により、平成28年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成28年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成28年度甲府市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成28年度甲府市一般会計補正予算（第5号）
- 3 平成28年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 平成28年度甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 平成28年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 平成28年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 平成28年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算（第3号）
- 8 平成28年度甲府市病院事業会計補正予算（第1号）
- 9 平成28年度甲府市水道事業会計補正予算（第1号）

平成28年12月15日 原案可決

甲府市告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成29年1月4日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 104
- 3 路線名 橘東線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市北口三丁目204番地先から 甲府市中央二丁目1番2地先まで	5.5～ 8.4	127.3
新	甲府市北口三丁目204番地先から 甲府市中央二丁目1番2地先まで	8.2～ 10.0	127.3

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市千塚五丁目3001番3から3001番16まで
及び3002番5から3002番10まで
以上20筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市貢川本町4番19号
大和ハウス工業株式会社 山梨支店
支配人 野 志 征 生

甲府市告示第560号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者等として次の者を指定したので、同法第78条の11及び同法第115条の30の規定により公示する。

平成28年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971600406 |
| 2 | 事業所の名称 | あすなろデイサービス小笠原センター寛 |
| 3 | 事業所の所在地 | 南アルプス市小笠原403-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 南アルプス市荊沢255
医療法人 高原会
理事長 高原 仁 |
| 5 | サービスの種類 | 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護 |
| 6 | 指定年月日 | 平成28年12月1日 |

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成28年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
ハートサービス株式会社 山梨県南アルプス市藤田2 253番地2	ハート相談支援事業所 甲府市若松町6 番27号	平成29 年1月1 日	指定計画相談支援	特定なし	1930101892

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
ハートサービス株式会社 山梨県南アルプス市藤田2 253番地2	ハート相談支援事業所 甲府市若松町6 番27号	平成29 年1月1 日	指定障害児相談支援	特定なし	1970101901

甲府市告示第562号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成28年12月21日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
住吉悠遊館	甲府市住吉一丁目3番13号 住吉悠遊館運営協議会	開館の日から平成 31年3月31日 まで

甲府市告示第563号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定する区域
甲府市荒川二丁目2番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定する区域
甲府市荒川二丁目2番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

甲府市告示第565号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第33258号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第566号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|-------------|------------------|------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第33130号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第567号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|-------------|------------------|------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第33189号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第568号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成28年12月22日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市リサイクルプラザ	甲斐市玉川181番地 株式会社フィッツ	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで

甲府市告示第569号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第33301号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市都市計画公聴会規則（平成25年規則第29号）第6条の規定により、甲府都市計画用途地域の変更についての公聴会の開催を中止する。

平成28年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 中止となる公聴会の日時
平成29年1月10日（火）午後7時
- 2 中止となる公聴会の場所
相川悠遊館 2階 大会議室（甲府市古府中町6019）

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
舞鶴陸橋下・吉野家東・吉野家前
山梨北側歩道・舞鶴陸橋階段下
平和通側ロータリー・平和通ダイタ駐車場前
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成28年12月28日（水）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの
自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1, 000円・原動機付自転車2, 000円）

教育委員会

甲府市教育委員会告示第22号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成28年12月15日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市総合 市民会館	甲府市湯田二丁目13番1号 UTY・ALPS・NTT-F 共同事業体	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第34号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成28年12月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,170人
2	1/3の数	52,825人
3	1/6の数	26,413人
4	選挙人名簿登録者数	158,473人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会12月定例総会を、平成28年12月26日午後2時、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成28年12月22日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成29年1月告示分農用地利用集積計画について
- 3 地域農業マスタープランの見直しについて

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第8号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第11条第1項中「第1号に掲げる」を「第1項第1号に該当する」に、「同条第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」を「同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」に改め、「配偶者」の次に「及び扶養親族たる子」を加える。

第12条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、同項第2号中「第4号」を「第3号若しくは第5号」に、同項第3号及び第4号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に改める。

第16条第1項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100

分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

(別 表)

第2条 甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

第16条の6第1項第1号中「100分の99以上100分の160」を「100分の105以上100分の170」に、「100分の125以上100分の200」を「100分の131以上100分の210」に改め、同項第2号中「100分の88以上100分の99」を「100分の93.5以上100分の105」に、「100分の111以上100分の125」を「100分の116.5以上100分の131」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の77」を「100分の82」に、「100分の97」を「100分の102」に改める。

第16条の7第1項に次のただし書きを加える。

ただし、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ管理者と協議して、別段の取扱いをすることができる。

第16条の7第1項第1号中「100分の37.5」を「100分の42」に、「100分の47.5」を「100分の52」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の37.5」を「100分の38.5」に、「100分の47.5」を「100分の48.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（以下「改正後

の規程」という。)第10条から第12条まで及び別表第1の規定は、平成28年4月1日から適用する。

3 改正後の規程第16条第1項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲府市上下水道企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

5 当分の間、第2条の規定による改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程第16条の6及び第16条の7の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 100分の170
(特定幹部職員にあつては、100分の210)

(2) 再任用職員 100分の80(特定幹部職員にあつては、100分の100)
(その他)

6 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	

41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			

91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
94		294,000	341,800						
95		294,400	342,300						
96		294,800	342,700						
97		295,000	342,800						
98		295,300	343,300						
99		295,700	343,700						
100		296,100	344,000						
101		296,300	344,300						
102		296,600	344,700						
103		297,000	345,100						
104		297,300	345,500						
105		297,500	346,000						
106		297,800	346,400						
107		298,200	346,800						
108		298,500	347,200						
109		298,700	347,700						
110		299,100	348,100						
111		299,500	348,400						
112		299,800	348,700						
113		299,900	349,200						
114		300,200							
115		300,500							
116		300,900							
117		301,100							
118		301,300							
119		301,600							
120		301,900							
121		302,300							
122		302,500							
123		302,800							
124		303,100							
125		303,400							
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	

甲府市上下水道局管理規程第9号

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（平成18年3月管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4昇格時号給対応表企業職給料表昇格時号給対応表中

「		「		
	3 6		3 6	
	3 6		3 6	
	3 7		3 7	
	3 8		3 7	
	3 9		3 8	
	4 0		3 8	
	4 1		3 9	
	4 1	を	3 9	に改め、
	4 2		4 0	
	4 2		4 0	
	4 3		4 1	
	4 3		4 1	
	4 4		4 2	
	4 4		4 2	
	4 5		4 3	
」		」		

別表第4の2降格時号給対応表企業職給料表降格時号給対応表中

8 1		8 2	
8 2		8 4	
8 3		8 6	
8 4	を	8 8	に改める。
8 6		9 0	
8 8		9 2	
9 0		9 3	
9 2		9 3	

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員、及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給がこの規程による改正前の甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（以下この項において「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 この規程の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

甲府市上下水道局管理規程第10号

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程(平成7年3月管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第7条の3第1項中「の子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び甲府市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第18号)第2条の2に定める児童を含む。以下この条から第7条の6まで及び第18条において同じ。)」を加え、同条第7項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

- (4) 第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定

した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第7条の5第7項に次の2号を加える。

- (4) 特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が、それぞれ第7条の3第1項又は第7条の4に規定する職員に該当しなくなった場合

第7条の6中「第7条の3第7項第3号及び第4号並びに第7条の5第8項第3号」を「第7条の3第7項第3号から第5号まで、第7条の5第7項第3号から第5号まで及び同条第8項第2号」に、「子のある職員(」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び甲府市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第18号)第2条の2に定める児童を含む。以下この条から第7条の6まで及び第18条において同じ。)のある職員(」に、「同項第2号中「子を」を「同条第2項第2号中「子を」に改める。

第16条第1項中「職員は、」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「するため、」の次に「職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を越えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」とい

う。)内において」を加え、同項第1号中「祖父母」の次に「、孫」を加え、同項第2号中「、配偶者の子及び孫(その父母のいずれもが死亡している者に限る。)」を「及び配偶者の子(いずれも職員と同居している者に限る。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第5項中「4時間の」を「4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ、その事由、指定期間の指定を希望する期間を記載した介護休暇申請書(第6号様式)により管理者に申し出るとともに、承認を受けようとする介護休暇の期間等を記載した休暇等届簿及び介護休暇申請書(第6号様式)により管理者に請求しなければならない。

第16条第8項中「第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に、「2週間」を「原則として2週間」に改め、同条第9項中「の請求」を「の規定による申出」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項の次に次の3項を加える。

9 職員は、第7項の規定による申出に基づき管理者により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき管理者により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。

10 管理者は、第7項の規定により職員が申し出た指定を希望する期間(以下「申出の期間」という。)又は指定した指定期間の末日の翌日から前項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が明らかに介護休暇を承認できない日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

1 1 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第16条に次の2項を加える。

1 3 第9項の規定により、指定期間を延長して指定することを申し出るときは、介護休暇申請書（第6号様式）に介護を必要とする者の医師の診断書を添付し提出しなければならない。

1 4 職員の介護する要介護者が、その状況又は職員と当該要介護者との親族関係等が変化し、要介護者に該当しなくなった場合又は第9項の規定により指定期間を短縮して指定することの申出をする場合は、遅滞なく介護状況変更届（第7号様式）により管理者に届け出なければならない。

16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に管理者の承認を得て、介護時間を受けることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与規程第31条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与規程第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 前条第1項の規定は、職員が介護時間を受けることができる要介護者について準用する。

5 介護時間の単位は、30分とする。

6 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業又は第18条の規定による育児休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範

囲内の時間とする。

- 7 第1項に規定する連続する3年の期間は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日を起算点とする。
- 8 介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ、その事由、期間等を休暇等届簿に記載して、管理者に請求しなければならない。
- 9 前項の請求をするときは、介護時間承認請求書（第8号様式）に介護を必要とする者の医師の診断書、住民票の世帯全員の写し及び戸籍謄本を添付し提出しなければならない。
- 10 職員の介護する要介護者の状況又は当該要介護者との親族関係が変化し、要介護者に該当しなくなった場合は、遅滞なく介護状況変更届（第7号様式）により管理者に届け出なければならない。

第18条第3項中「第7号様式」を「第9号様式」に改める。

第1号様式の2及び第1号様式の3を次のように改める。

第2号様式（2枚目）（表）中「、介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第7号様式の次に次の2様式を加える。

（様式別紙）

（甲府市上下水道局職員育児休業規程の一部改正）

第2条 甲府市上下水道局職員育児休業規程（平成14年3月管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第18条の規定による育児休暇を承認されている」を「第16条の2の規定による介護時間又は第18条の規定による育児休暇の承認を受けて勤務しない」に、「当該職員の育児休暇に係る」を「当該介護時間又は育児休暇の承認を受けて勤務しない」に改める。

（甲府市上下水道企業職員給与規程の一部改正）

第3条 甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項第10号を同項第11号とし、同項第9号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」

を「全期間」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 勤務時間規程第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第4条 甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（平成18年3月管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第6を次のように改める。

別表第6 休職期間等換算表（第17条関係）

休職等の期間	換算率
地方公務員法（以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病によるものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病による休暇の期間	3 / 3 以下
給与規程第30条第5項中の100分の100以内の休職期間	
派遣職員の派遣の期間	
甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成7年3月管理規程第4号）第16条に規定する介護休暇の期間	
結核性疾患罹患職員の取扱に関する規則（昭和25年11月規則第23号）第3条の規定による出勤停止の期間	1 / 2 以下
甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程第17条に規定する無給休暇の期間	
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による負傷又は疾病によるものを除く。）の期間	1 / 3 以下 （結核性疾患によるものである場合にあっては1 / 2 以下）
給与規程第30条第5項中の100分の70以内の休職期間	1 / 3 以下
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下
専従許可の有効期間	2 / 3 以下

備考 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の甲府市上下水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第7条の3第1項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。
- 3 第1条の規定による改正前の甲府市上下水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の規程第16条第1項に規定する指定期間については、管理者は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 4 第4条の規定による改正後の甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の規定は、施行日以後に管理者の承認を得て受けた介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日									
（あて先）甲府市上下水道事業管理者 次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 <input type="checkbox"/> 第7条の4 <input type="checkbox"/> 第7条の5 の制限を請求します。									
請求者 所 属 補職名 氏 名 印									
1 請求に係る子又は要介護者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">氏 名</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">続 柄 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">子の生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日（<input type="checkbox"/>出産予定日）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">養子縁組の効力が生じた日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	氏 名		続 柄 等		子の生年月日	年 月 日（ <input type="checkbox"/> 出産予定日）	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
氏 名									
続 柄 等									
子の生年月日	年 月 日（ <input type="checkbox"/> 出産予定日）								
養子縁組の効力が生じた日	年 月 日								
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 有</td> <td style="width: 70%; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である </td> <td style="width: 15%; padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である	<input type="checkbox"/> 無					
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である	<input type="checkbox"/> 無							
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容									
4 請求に係る期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">深夜勤務の制限</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他（ ） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">時間外勤務の制限</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月（12月に満たないものに限る。）</td> <td></td> </tr> </table>	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時間外勤務の制限	年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月（12月に満たないものに限る。）			
深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
時間外勤務の制限	年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月（12月に満たないものに限る。）								
（注） 1について ① 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。）を記入する。 ② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の <input type="checkbox"/> にレ印を記入する。 2について ① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。 ② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。 4について 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求する。									

第1号様式の3（第7条の3、第7条の4、第7条の5関係）

育児・介護の状況変更届

年 月 日届出

（あて先）甲府市上下水道事業管理者

所 属
補職名
氏 名 印

次のとおり 深夜勤務 時間外勤務 の制限に係る子の養育又は要介護者の介護状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した。
 - 職員の子でなくなった。
 - 離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了
 - 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除
 - 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。
 - 子と同居しないこととなった。
 - 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。
- （理由： _____ ）

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者を介護しなくなった。
 - 同居しなくなった。 負傷・疾病 その他（ _____ ）
 - 要介護者が死亡した。
 - 要介護者と離縁した。
 - 要介護者と職員との親族関係が消滅した。
- （消滅の理由： _____ ）
- その他（ _____ ）

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

(表)

(1枚目)

休 暇 等 届 簿 (年)

所属	職・氏名 部	印
----	-----------	---

年次有給休暇

休暇期間	日数	事 由	係長	課長	休暇期間	日数	事 由	係長	課長
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
日 数													
年次有給休暇													
夏 季 休 暇													
そ の 他 休 暇													
職 務 免 除													
完 全 勤 務													
欠 勤 遅 刻 早 退													
代 日 休 暇													

繰 越 分 日	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

当 年 分 (半 休 を 含 む)	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

氏名.....

年次有給休暇

休暇期間	日数	事由	係長	課長	休暇期間	日数	事由	係長	課長
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				

年次有給休暇(時間単位)

休暇日時	時間	日換	の算	事由	係長	課長	休暇日時	時間	日換	の算	事由	係長	課長
・ ～							・ ～						
・ ～							・ ～						
・ ～							・ ～						
・ ～							・ ～						
・ ～							・ ～						
・ ～							・ ～						
・ ～							・ ～						
・ ～							・ ～						
・ ～							・ ～						
・ ～							・ ～						
・ ～							・ ～						
・ ～							・ ～						

忌引、父母等の祭日休暇

氏名

死亡者の住所 法要等を営む場所	回忌数	氏名 父母等の氏名	続柄	死亡の日時 法要等の日時	休 期	暇 間	日数	係長	課長
				・ 時					
				・ 時					
				・ 時					
				・ 時					

職務免除

休暇期間	日時	事 由	係長	課長	休暇期間	日時	事 由	係長	課長
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				

欠勤

休暇期間	日時	事 由	係長	課長	休暇期間	日時	事 由	係長	課長
:					:				
:					:				
:					:				
:					:				

遅刻・早退

出勤日時	退庁日時	事 由	係長	課長	出勤日時	退庁日時	事 由	係長	課長
・ 分	・ 分				・ 分	・ 分			
・ 分	・ 分				・ 分	・ 分			
・ 分	・ 分				・ 分	・ 分			
・ 分	・ 分				・ 分	・ 分			

第6号様式（第16条関係）

介護休暇申請書

年 月 日

（あて先）甲府市上下水道事業管理者

請求者	所属	部 室 課		
	氏名等	補職名	職員番号	氏名 印
介護を要する者の氏名		続柄()		
介護を要する者の生年月日		年 月 日		
介護を要する者との同・別居		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
介護を要する者の病名等				
休暇を要する理由				
希望する指定期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
既に指定を受けた期間	1回目	年 月 日 ~ 年 月 日		
	2回目	年 月 日 ~ 年 月 日		
承認を受けようとする期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
承認を受けようとする時間		午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
備考				
※ 初めて請求する場合は、医師の診断書、住民票の世帯全員の写し、戸籍謄本を添付すること。				
主 管 部			業 務 部	
主 管 部 決 定 欄			業 務 部 決 定 欄	

(裏)

承認を取り消された日又は期間	日数	請求者 印	所属長 印	任命権 者 印	備考
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					

第8号様式（第16条の2関係）

介護時間承認請求書

請求年月日		年	月	日
(あて先) 甲府市上下水道事業管理者				
		請求者	所 属
			補 職 名
			職員番号
			氏 名 印
次のとおり介護時間の承認を請求します。				
介 護 を 要 す る 者	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日	年	月	日生
	同 ・ 別 居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
請 求 期 間 及 び 時 間	期 間	時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	
	備 考			

- (注)① 初めて請求する場合は、医師の診断書、住民票の世帯全員の写し、戸籍謄本を添付すること。
- ② 介護時間の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- ③ 該当する□にはレ印を記入すること。

主 管 部	業 務 部
主 管 部 決 定 欄	業 務 部 決 定 欄

(裏)

日付	承認を取り消された時間		時間数	請求者 印	所属長 印	任命権者 印	備考
	午前	午後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

第9号様式（第18条関係）

育 児 休 暇 申 請 書

年 月 日

（あて先）甲府市上下水道事業管理者

請 求 者	所 属	部		室	課
	氏 名 等	補職名	職員番号	氏名	印
乳 児 氏 名					
生 年 月 日	年 月 日生				
育 児 期 間	年 月 日～ 年 月 日				
育 児 時 間	午前 時 分 ～ 午前 時 分 分間				
	午後 時 分 ～ 午後 時 分 分間				
備考					
主 管 部			業 務 部		
主 管 部 決 定 欄			業 務 部 決 定 欄		

甲府市上下水道局告示第94号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条の規定に定める甲府市下水道工事指定店として指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

指定年月日	平成28年12月8日
指定番号	第299号
指定店名	株式会社 二平
所在地	甲府市高畑3-3-3
代表者氏名	片川 学

甲府市上下水道局告示第95号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条の規定に定める甲府市下水道工事指定店として指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

指定年月日	平成28年12月8日
指定番号	第300号
指定店名	有限会社 保泉商事
所在地	中巨摩郡昭和町西条101-1
代表者氏名	小池 保

甲府市上下水道局告示第96号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成28年12月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）15号		
工事名	①（ブー3）配水管布設替工事 ②下水道改良工事（浸入水対策H28-3）		
工事場所	甲府市天神町・屋形一丁目・二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	①・DIP. NS（φ200） 337.0m ・DIP. K（φ200） 61.5m ・DIP. NS（φ150） 10.0m ・DIP. K（φ150） 2.0m ・DIP. NS（φ75） 15.5m ・DIP. K（φ75） 19.5m ・HPPE（φ75） 173.0m ・RRVP（φ75） 1.5m ・RRVP（φ50） 1.5m ・仕切弁. NS（φ200） 4基 ・仕切弁. F（φ200） 4基 ・仕切弁. NS（φ150） 1基 ・仕切弁. NS（φ75） 4基 ・消火栓（φ75） 1基 ・空気弁（φ75） 2基 ・水抜栓（φ25） 2基 ・付帯工 1式 ②・施工延長 L=465.0m ・管更生工（φ250） L=451.1m ・付帯工 1式
	2	工期	平成29年10月31日まで
	3	予定価格 （税込み）	117,188,640円

	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等又は管更生工事又は下水道管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が、5,000万円以上の実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
	5	近接工事	<u>平成28年11月7日告示（（土木）130081号）の落札者は、本工事の落札者となることはできません。</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（I）
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年12月19日
	3	申請書受付開始日	平成28年12月8日
	4	申請書受付締切日	平成28年12月19日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年12月26日
	6	設計図書配付開始日	平成28年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成28年12月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年12月27日
	10	入札日時	平成29年1月11日 午前9時

	11	価格以外の評価点公表日	平成29年1月16日
	12	開札日時	平成29年1月23日 午前9時
	13	落札者決定日	平成29年1月24日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年1月5日 午後5時まで
	2	回答	平成29年1月6日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成29年1月18日まで
	2	回答	平成29年1月19日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成29年1月19日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正））	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第97号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成28年12月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(水道) 110104号		
工事名	(そ-21) 山宮第2配水池受水槽及び付帯設備更新工事		
工事場所	甲府市山宮町地内（山宮第2配水池）		
工事概要	1	工事内容	受水槽設置工事 1式 既設受水槽撤去工事 1式 仮設受水槽設置工事 1式 配管工事 1式 コンクリート工事 1式 電気設備改修工事 1式 ネットフェンス門扉改修工事 1式 産業廃棄物処分費 1式 直接仮設費 1式
	2	工期	平成29年6月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	37,266,480円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	水道施設 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	水道施設工事又は公共施設等の機械設備工事。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実

			績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年12月19日
	3	申請書受付開始日	平成28年12月8日
	4	申請書受付締切日	平成28年12月19日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年12月26日
	6	設計図書配付開始日	平成28年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成28年12月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年12月27日
	10	入札日時	平成29年1月11日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	平成29年1月16日
	12	開札日時	平成29年1月23日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成29年1月24日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年1月5日 午後5時まで
	2	回答	平成29年1月6日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成29年1月18日まで
	2	回答	平成29年1月19日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成29年1月19日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第98号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年12月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）16号		
工事名	①中-1-1 処理分区下水道管布設工事（H28-1） ②（下中-101）配水管布設替工事（中-1-1 処理分区・H28-1）		
工事場所	甲府市中畑町地内 外		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ①・硬質塩ビ管布設工（φ150mm） L=133.2m ・ポリエチレン管布設工（φ75mm） L=78.7m ・人孔設置工（1号） 6箇所 ・人孔設置工（2号） 1箇所 ・人孔設置工（小型） 4箇所 ・公設柵設置工 6箇所 ・付帯工 1式 ②・DIP.K（φ75） 1.5m ・HPPE（φ75） 69.0m ・HPPE（φ50） 56.0m ・RRVP（φ75） 1.0m ・仕切弁.PE（φ75） 2基 ・仕切弁.PE（φ50） 2基 ・消火栓（φ75） 1基 ・水抜栓（φ25） 1基 ・臨給工（材料局支給） 1式
	2	工期	平成29年6月30日まで
	3	予定価格 （税込み）	27,825,120円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等若しくは下水道管布設替工事等と配水管布設替工事等との合併工事。ただし、1件の工事請負額が1,300万円以上の実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年12月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年1月6日
	3	申請書受付開始日	平成28年12月21日
	4	申請書受付締切日	平成29年1月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年1月13日
	6	設計図書配付開始日	平成28年12月21日
	7	設計図書配付締切日	平成29年1月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年12月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年1月16日
	10	入札及び開札日時	平成29年1月24日 午前9時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年1月19日 午後5時まで
	2	回答	平成29年1月20日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正））	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第 99 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 28 年 12 月 21 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 130109号		
工事名	甲府市浄化センター汚水ポンプ自動速度制御盤他改修工事		
工事場所	甲府市大津町 1645 番地 (甲府市浄化センター)		
工事概要	1	工事内容	自動速度制御盤他改修 1 式
	2	工期	平成 29 年 8 月 29 日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,841,200 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	電気 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 1,000 点以上
	3	同種工事施工実績	下水道処理場 (処理水量 10,000 m ³ /日以上) の電気設備工事。ただし、 1 件の工事請負額が 600 万円以上の 実績に限る。 元請として平成 13 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 20% 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (<u>本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。</u>)
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成 28 年 12 月 21 日

	2	入札説明書等配付締切日	平成29年1月6日
	3	申請書受付開始日	平成28年12月21日
	4	申請書受付締切日	平成29年1月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年1月13日
	6	設計図書配付開始日	平成28年12月21日
	7	設計図書配付締切日	平成29年1月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年12月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年1月16日
	10	入札及び開札日時	平成29年1月24日 午前9時10分
	提出書類	1	参加申請時
2		入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年1月19日 午後5時まで
	2	回答	平成29年1月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

任免辞令

(市長事務部局)

市立甲府病院	診療部	主任	有泉 宏紀
市立甲府病院	看護部	主任	有泉 春奈
(各通)			
退職を承認する			

以 上 発 令 日 平成 2 8 年 1 2 月 4 日

市立甲府病院	診療部	科長	杉山 茂
市立甲府病院	診療部	医長	林 亮
(各通)			
退職を承認する			

以 上 発 令 日 平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日